

## 須坂市教育実習受け入れ要項

須坂市教育委員会

### 1（要項の趣旨）

この要項は、須坂市立学校において受け入れる教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下「実習」という。）を希望する者（以下「実習生」という。）の受け入れに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2（実習生の受け入れ）

- (1) 実習生は出身校において受け入れることを原則とする。ただし、出身校が受け入れをできない場合、出身校が遠方にあり実習生が現居住地の学校で実習を希望する場合等、特異な事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 実習生の受け入れの可否は各学校において判断する。
- (3) 実習の期間は、大学等の教員養成に必要とする日数の範囲内で、受け入れ学校が実習生の受け入れ可能な期間とする。

### 3（実習の受け入れ手続き） ※別紙 受け入れ手順図参照

- (1) 実習の受け入れ手続きは、実習開始の前年度までにおこなう。
- (2) 実習生の受け入れ申請は次の手続きによる。
  - ① 実習生本人が実習を希望する学校に相談をおこなう。
  - ② 学校は受け入れの可否を判断し、受け入れ可の場合は必要に応じ実習生や在籍する大学等との書類の調整をおこなう。
  - ③ 実習生は学校の承諾を得た後、教育委員会へ実習希望の申し出をおこない、「教育実習受付カード」を記入する。（※別紙 様式）
  - ④ 教育委員会は受け付けをおこない、受付カードを実習生へ渡す。
  - ⑤ 実習生は受け付けされた受付カードを学校へ提出する。

### 4（留意事項）

- (1) 実習期間中に実習生にかかわる事故又は事件が発生した場合には、大学等が責任を負うものとする。
- (2) 災害や疫病の発生により実習生の受け入れ可否の判断・条件について統一事項を定める必要が生じた際は教育委員会により各学校へ周知をする。
- (3) この要項に定めのない事項は学校において判断する。